

第8章 共通的・基盤的施策

第1節 調査研究

府の研究所等（保健環境研究所、中小企業技術センター、農林水産技術センター）においては、次のとおり地域の環境課題に応じた調査や研究を行っています。

表 3-8-1 研究所等における調査研究

機関名	テーマ等	内 容	
保健環境研究所	光化学オキシダント及びPM _{2.5} 汚染の地域的・気象的要因の解明（国立環境研究所Ⅱ型共同研究）	光化学オキシダント等の濃度の経年変化、高濃度発生状況について比較検討を行う。また、前駆物質の影響を確認するため気象データの解析を行う。	
	ラドン関連核種の測定データの解析	京都市内及び舞鶴市内に設置したラドン測定装置の測定データについて、統計値等の解析を行う。	
	LC/MS/MS による分析を通じた生活由来物質のリスク解明に関する研究	医薬品を始めとする生活由来物質について、府内河川で試料採取を行い、分析担当機関が分析を実施し、その結果を収集することにより、実態把握を行う。	
	ゴルフ場使用農薬分析手法の開発	監視対象ゴルフ場で使用された農薬のうち、分析方法が示されていない農薬及び当所で測定実績のない農薬について、分析方法を検討する。	
中小企業技術センター	液中パルスプラズマを用いた難分解性有機フッ素化合物の処理に関する研究	産業活動に伴う排水に含まれる難分解性有機フッ素化合物は環境中で分解されにくく、高い蓄積性を有するため分解処理が求められている。本研究では液中プラズマを用いて効率的な処理に向けた操作パラメータの検討を行う。	
農林水産技術センター	農林センター	農薬残留調査	京かんざし等の京野菜について、農薬登録適用拡大のため農薬の作物残留分析を実施している。
		全国農地土壌炭素調査	パリ協定及び我が国の地球温暖化対策計画に基づき、農業分野における地球温暖化防止策への貢献が求められている。そのため、農地をCO ₂ 吸収源として活用することを目指し、農地土壌炭素含有量等を把握する。
		果樹栽培における高温・強日射による果実障害調査	ぶどう栽培における温暖化等と収量・品質との関係を明らかにし、傘かけによる高温障害回避の有効性を検証している。
	海洋センター	沿岸環境のリアルタイムモニタリングによる温暖化の影響評価（漁場特性の研究）	水温、潮流等を漁場で観測し、急潮予測精度の向上を図るとともに、海洋調査船で定期的に海洋観測を行い、温暖化等による本府沿岸海域の環境変化を把握する。

第2節 土地利用対策・個別地域環境保全対策

1 「京都府土地利用基本計画」

「京都府土地利用基本計画」（以下本項において「基本計画」という。）は、「京都府国土利用計画」を基本とし、土地利用に関する基本的な方向づけを行うもので、土地取引の規制、土地利用の規制、遊休土地に関する措置等の実施のための基本となる計画です。

また、基本計画は、「都市計画法」「農業振興地域の整備に関する法律」「森林法」「自然公園法」「自然環境保全法」等に基づく諸計画に対する上位計画として総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものであり、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域を設定し、図面表示した計画図と、土地利用の基本方向、五地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針等を定めた計画書で構成されています。

なお、基本計画は、昭和 50 年 4 月に初めて策定され、計画図は、毎年必要に応じて変更が行われており、また、計画書は、基本計画の基となる「京都府国土利用計画（第 5 次計画）」が平成 29 年 1 月に策定されたことから、平成 30 年 1 月に改定されています。

第 3 節 規制的措施

府警察では、府民の安全で快適な生活を確保するため、市町村と連携し、生活環境を破壊する悪質な環境犯罪の取締りを積極的に進めています。

環境犯罪には、廃棄物事犯、水質汚濁事犯等がありますが、近年は、不法投棄や不法焼却等の廃棄物事犯が大多数を占めており、これらの違反による検挙が高い水準で推移しています。

令和 2 年中は、塗装業者等による産業廃棄物の不法投棄事犯等、廃棄物に係る事犯 206 件（前年対比+9 件）、217 人（前年対比-8 人）を検挙したほか、河川法違反等、その他の環境犯罪 3 件（前年対比+1 件）、6 人（前年対比+6 人）を検挙しています。

表 3-8-2 環境犯罪の取締り状況の推移

区分	平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年		令和元年		令和 2 年	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
廃棄物に係る事犯	178	205	158	184	215	246	197	225	206	217
その他環境事犯	2	2	4	2	1	2	2	0	3	6
合計	180	207	162	186	216	248	199	225	209	223

注) 暦年(1~12月)による

第 4 節 「京都府緑と文化の基金」制度の活用

府では、京都の優れた自然環境や文化遺産等の貴重な歴史的環境を保全するとともに、自然とのふれあいの場の創出等を図り、緑豊かな文化の香り高い京都を将来の府民に引き継ぐため、平成 2 年に全国最大規模の「京都府緑と文化の基金」を創設しました。

この基金では、身近な自然環境や地域固有の伝統芸能、祭り等の歴史的環境から地域環境まで幅広く対象とし、特にこれまで保全制度の谷間にあつて埋もれているものや、隠れた貴重な自然環境・文化遺産等の掘り起こしを図るなど、それらに光を当てる取組を進めており、幅広い視野に立って、市町村をはじめとした関係機関が密接に連携しあう柔軟な取組を進めています。